

法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン

規定第917号

一部改正 2015年 4月 1日 2016年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 このガイドラインは、公的研究補助金等の適切な運営・管理を行い、不正を防止するための必要な事項について定める。

(定義)

第2条 このガイドラインにおける用語の定義は、次の各項に定めるとおりとする。

- 1 「公的研究補助金等」とは、国や独立行政法人、地方公共団体等の機関が交付する学外の資金のうち、公募により本学専任教員及び本学専任教員以外で本学が応募資格を付与した者が採択されたもの、又は、本学専任教員が受託研究等として契約したものをいう。
- 2 「不正使用等」とは、第1号から第7号の行為をいう。
 - (1) 故意若しくは重大な過失により公的研究補助金等を他の用途へ使用すること。
 - (2) 公的研究補助金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反し使用すること。
 - (3) 預け金とは、業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、本学から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの。
 - (4) プール金（カラ出張、カラ謝金）とは、出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究者等が管理するもの。
 - (5) 書類の書換え（差替え、品替え、品転）とは、業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、本学から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの。
 - (6) 本学が定める「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」等に違反すること。
 - (7) その他法令等に違反して公的研究補助金等を使用すること。
- 3 「研究者」とは、競争的資金制度、公募型の研究制度の公的研究補助金等を執行する本学専任教員及び本学専任教員以外で本学が応募資格を付与した者、又は、受託研究等の公的研究補助金等を執行する本学専任教員をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 研究者は、公的研究補助金の執行にあたって、関係法令及び当該公的研究補助金等執行基準等のほか、学内の関係諸規程等の定めに従い、公的研究補助金等を公正かつ適正に取り扱わなければならない。

第2章 組織体制

(学内の責任体制)

第4条 公的研究補助金等に関する組織体制については、別に定める「公的研究補助金等に関わる職務権限規程」に拠る。

(不正防止計画推進部局)

第5条 本学における公的研究補助金等の不正使用等の防止・対策を担当する部局は研究開発センターとする。

- 2 不正防止計画推進部局の業務は、不正防止対策の基本方針に基づき、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 不正防止計画の策定
 - (2) 不正防止計画の周知に関わる教育・研修の実施
 - (3) 相談窓口の設置
 - (4) 研修会受講履歴の管理
 - (5) 研修会理解度検証のためのアンケート調査及び保管

- (6) 「公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規則」
第3条に定める誓約書の入手及びその管理
- (7) その他公的研究補助金等の防止及び対策に必要な研究者への情報提供

(通報制度)

第6条 監査室は、通報制度（公的研究補助金等の不正使用に関するものに限定する。）を整備しなければならない。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルール of 明確化・統一化)

第7条 研究開発センターは、公的研究補助金等の事務処理手続きに関する必要な規則を作成しなければならない。

(研究開発センター)

第8条 研究開発センターは、公的研究補助金等に関する事務全般を行い、研究者の事務処理手続を支援する。

(職務権限 of 明確化)

第9条 公的研究補助金等に関する事務の職務権限については、別に定める「公的研究補助金等に関する職務権限規程」に拠る。

(責任者の処分)

第10条 公的研究補助金等の職務権限規程第3条に掲げる各責任者は、職務権限の範囲において管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合は処分の対象となる。

(研究者の遵守事項)

第11条 研究者は、公的研究補助金等の管理を行う場合は、次に定める要領を遵守し、所定の書類を研究開発センターに提出しなければならない。

- (1) 科学研究費助成事業は法政大学科学研究費助成事業取扱要領
- (2) 科学研究費助成事業以外の公的研究補助金等 研究費使用要領またはあらかじめ定められた取扱要領
- (3) 法政大学公的研究費物品類検収マニュアル

(物品等の検収窓口)

第12条 物品等の検収窓口は、法政大学科学研究費助成事業取扱要領に記載された場所とする。

(研究者の責任範囲)

第13条 研究者の責任範囲は次のとおりとする。

- (1) 公的研究補助金等に関する執行責任
- (2) 支払いにあたって、必要な書類等の提出
- (3) 前号の書類に記載された事項についての説明責任
- (4) 研究行為や物品の使用状況についての説明責任
- (5) その他内部監査等において求められた事項に対する説明責任

第4章 コンプライアンス研修

(関係者の意識向上等)

第14条 不正防止計画推進部局である研究開発センターは、公的研究補助金等の管理における倫理意識向上のため、別に定める「公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程」第2条に従い、毎年度コンプライアンス研修等を実施する。

(理解度アンケートの提出)

第15条 「公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程」第2条に定める研修対象者は、研修会に参加しなければならない。

2 研修会参加者は研修内容理解度アンケート調査に回答し、不正防止計画推進部局に提出しなければ

ならない。

3 不正防止計画推進部局は、前項に定めるアンケートを、文書保存規程に従って保管することとする。

第5章 相談窓口及び通報受付窓口等

(相談窓口の設置)

第16条 公的研究補助金等の事務処理手続きに関する相談窓口、使用ルールに関する相談窓口を研究開発センター市ヶ谷事務課、多摩事務課、小金井事務課に設置する。

(通報受付窓口の設置)

第17条 本学における公的研究補助金等の不正使用に関する学内外からの通報等に対応するため、通報受付窓口を設置する。

2 通報受付窓口は、監査室及び総長の指定する弁護士（以下「弁護士」という。）とし、通報受付窓口の責任者は監査室長とする。

(通報等の取扱い)

第18条 監査室は、通報を受け付けたとき又は弁護士から通報を受けた旨の連絡があったときは、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」に基づき、対応しなければならない。

第6章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正の公開と再発防止)

第19条 「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」第13条に定める調査委員会において、公的研究補助金等の管理に不正が確認されたとき、最高管理責任者は、不正が確認された事案を学内に公表し、問題の共有化を図り、再発防止に努めなければならない。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定)

第20条 研究開発センター室長は、不正防止計画推進担当を研究開発センターに設置し、不正の要因等を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

第7章 研究費の適正な運営・管理活動

(適正な運営・管理活動)

第21条 部局キャンパス責任者は、公的研究補助金等の適正な管理を行うために、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 公的研究補助金等に関する収支簿を定期的に研究者に送付するなど、予算の計画的執行のために研究者が支出の状況を把握できる体制を整えること。
- (2) 原則として、支払申請書を複数名で検査すること。
- (3) 物品費の支出を適正に行うために担当者を定め、物品の納入を検収させること。

(旅費、謝金の適正管理)

第22条 監査部門は、公的研究補助金等に関する旅費、謝金の支出が適正に執行されていることを監査するため、内部監査において、監査実施年度分について抽出し、研究分担者や謝金受領者に対して事実確認する。

(業者等への対応)

第23条 経理管理統括責任者又は部局キャンパス責任者は、業者等に公的研究補助金等の学内規則を説明し、遵守させるとともに、公的研究補助金等の適正使用を促す。

- 2 最高管理責任者は、公的研究補助金等に関して不正な取引に関与した業者があるとき、公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程第29条を適用する。
- 3 業者は、本学の求めに応じ誓約書を研究開発センターに提出しなければならない。

(研究者及びその親族が経営する会社への対応)

第24条 研究者は、公的研究補助金等の運用において、本人及びその親族が経営する会社等と取引を行うときは、あらかじめ経理統括管理責任者に申告し、最高管理責任者の許可を得なければならない。

- 2 前項に定める場合において、最高管理責任者の許可が無い場合は、研究者は、本人及びその親族が経営する会社等と取引することができない。

第8章 内部監査およびモニタリング

(監査等)

第25条 学校法人法政大学の監事、監査室及び監査補助員を監査部門という。

- 2 監査部門は、定期的に又は臨時に監査等を行い、公的研究補助金等の執行手続きの適切性の検証を行う。
- 3 監査部門の監査において、研究者、研究分担者、及び関係先から事実確認を行うことができる。
- 4 前項の事実確認において不正とみなされる恐れがあるときは、研究者に対し直接指導する。

(監査結果の公表)

第26条 研究者の適正な執行に関する理解を深めるために、前条2項に規定する監査等の結果を受け、必要に応じて研究者に対し文書で指導する。

(モニタリング)

第27条 統括管理責任者は、不正防止計画推進部局からの報告に基づき、不正防止計画の実施状況を最高管理責任者に報告する。

(事務)

第28条 このガイドラインに係る事務は、研究開発センターが主管する。

(ガイドラインの改廃)

第29条 このガイドラインの改廃は、総長が行う。

付 則

- 1 このガイドラインは、2007年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインは、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 このガイドラインは、2016年4月1日から一部改正し施行する。

(追49)